

江別市都市と農村の交流センター指定管理者の仕様書

江別市都市と農村の交流センターの指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 趣 旨

本仕様書は、江別市都市と農村の交流センターの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 施設の設置目的

地域資源を活用して、都市と農村との交流を促進するとともに、地域農業の振興及び農業者の健康と福祉の増進を図るため、江別市都市と農村の交流センターを設置する。

3 江別市都市と農村の交流センターの管理に関する基本的な考え方

江別市都市と農村の交流センターを管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 江別市都市と農村の交流センターについては、江別市都市と農村の交流センター条例（平成28年条例第35号）第1条に規定されている当該施設の設置目的に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 意見箱の設置や、定期的に利用者アンケートを実施するなど地域住民や利用者の意見を積極的に収集し、地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 施設の設置目的に沿った適切な事業の提案を行うこと。
- (4) 個人情報の保護を徹底すること。
- (5) 効率的運営を行うこと。
- (6) 管理運営費の節減に努めること。

4 江別市都市と農村の交流センターの管理運営上の課題

当施設は、上記2の目的を持って設置しているが、現状においては下記(1)のとおり管理運営における課題がある。指定期間における施設の管理運営については、下記(2)の記載事項に留意して行うものとする。

- (1) 江別市都市と農村の交流センターの管理運営における課題
 - ア 稼働率の向上
 - イ 施設の管理運営コストの増加
- (2) 江別市都市と農村の交流センターの管理運営における基本方針
 - ア 市民サービスの向上や利用拡大に向けた方策及び施設の効用を最大限に発揮させるための方策の導入を行うこと。
 - イ 創意工夫に満ちた効率的な管理運営を行い、施設の維持・管理に係る経費の縮減に努めること。

5 施設の概要

- (1) 名称
江別市都市と農村の交流センター（以下「交流センター」という。）
- (2) 場所
江別市美原1445番地

(3) 施設規模

ア 構造

鉄骨造 平屋建

イ 延床面積

延床面積 1,976 m²

敷地面積 38,488 m²

(4) 施設内容

ア 屋内

研修室、調理実習室、テストキッチン、体育室、遊戯室、保育室、ホール

イ 屋外

交流広場、野球場、大型木製遊具

ウ その他

エントランス、廊下、トイレ、駐車場、車庫、物置

6 開館時間

午前9時から午後9時までとする。

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

7 休館日

毎週水曜日及び12月29日から翌年1月3日までとする。

ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

8 指定期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日までとする。

9 法令等の遵守

交流センターの管理に当たっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令等に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法及び労働関係法令
- (2) 江別市都市と農村の交流センター条例
- (3) 江別市都市と農村の交流センター条例施行規則（平成29年規則第4号）
- (4) 江別市都市と農村の交流センター「テストキッチン」の使用に係る取扱要領
- (5) その他関係法令等

指定期間中に上記の法令等に改正があった場合は、改正された内容によるものとする。

10 業務内容

- (1) 施設の運営に関すること。

ア 職員に関すること。

- (ア) 施設の管理責任者1名を配置すること。

- (イ) 受付員を常時1名配置すること。その他施設の運営に支障のないように職員を配置すること。

- (ウ) 職員の勤務形態は、施設の運営に支障がないように定めること。
- (エ) 職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。
- (オ) 労働基準法や最低賃金法などの労働関係法令を遵守し、適正な労働条件の確保やその他の労働環境の整備に努めること。

イ 事業に関すること。

- (ア) 江別市が策定した（仮称）都市と農村の交流拠点施設建設基本構想を踏まえて、食と農に関する事業、及びグリーンツーリズム推進の支援等に寄与する事業を実施すること。
- (イ) 自主事業を行う場合は、施設の有効な利用を促進し、交流人口増加に寄与するためのものであること。
- (ウ) 自主事業を行う場合の実施内容については、業務計画書に記載すること。

ウ 施設の使用許可等に関すること。

- (ア) 施設を使用しようとする者から使用申請があった場合の使用許可に関する業務（行政財産目的外使用許可を除く。）
- (イ) 使用許可の取消し、特別設備の設置等の許可等に関する業務
- (ウ) 利用料金の徴収、減免、還付その他利用料金に関する業務（利用料金制を採用する場合）
- (エ) 使用料の徴収に関する業務（利用料金制を採用しない場合）
- (オ) 利用者の統計記録に関する業務

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

ア 利用者が安全かつ快適に利用できるよう、施設の清掃や環境衛生の管理を行い、施設の保全及び美観を維持し、施設内の禁煙を徹底させること。また、施設周辺に関しても清掃、美化等の環境衛生の管理に努めること。

イ 交流拠点施設の適正な運営のため、以下の施設・設備等に関する保守管理を行うこと。

清掃、消防設備、機械警備、ボイラー、自家用電気工作物、電話設備、
非常用放送設備、浄化槽、設備巡視点検等の保守管理等。

ウ 次の法定点検等の管理業務を行う上で関連する法規がある場合はそれらを遵守すること。

- (ア) 消防法に基づく消防用設備の点検
- (イ) 消防法に基づく防火対象物点検
- (ウ) 電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安管理業務
- (エ) 上記以外の必要な法定点検等

エ 駐車場等外構設備の適切な維持管理を行うこと（植栽等を含む）。

- ・敷地内の草刈は、野球場は2週間に1回以上、前庭、園庭、交流広場は月に1回以上行うこと。
- ・施設内の除雪は、公共施設として適切に行うこと。
- ・敷地内の清掃は、定期的に見回りごみ等が無いように適正に管理すること。

オ 業務の実施に当たり、適切な保険に加入すること。

指定管理者は、指定管理者の過失等により、江別市又は施設利用者に損害を与えたときの損害責任に対処するため、施設及び施設利用者に係る適切な賠償責任保険に加入すること。

カ 敷地内は全面禁煙であり、利用者にその旨を周知すること。

(3) 環境への配慮に関すること。

ア 業務に当たっては、市が取組を進めている江別市環境マネジメントシステムに準じ、環境配慮行動の実践や、エネルギー使用の合理化に努めること。

イ 業務に使用する資材の調達等については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」が示す特定調達物品等の使用に努めること。

ウ 洗面所の手洗い洗剤については、資源有効利用の観点から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんの使用に努める等、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」が定める役務（２２－６庁舎管理等）に示す清掃の判断基準及び配慮事項に留意すること。

(4) その他

ア 緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。

イ 個人情報保護の体制をとり、職員に周知・徹底を図ること。

ウ ホームページの作成・運用・管理を行うこと。

11 基準指定管理料について

(1) 指定期間に係る基準指定管理料は４か年で９３，８０８千円とする。

なお、参考として令和５年度の管理運営費用は別紙１のとおり。

※ 基準指定管理料は、過去の実績等を基に算出した目安となる金額であり、この金額を上回る、又は下回る指定管理料の提案を妨げるものではありません。

12 修繕費の負担区分

(1) 修繕費は、その見積額が１件３０千円（消費税及び地方消費税を含む）未満については指定管理者の負担により修繕を行うものとする。

(2) その他の修繕については、市の負担により修繕を行う。ただし指定管理者の所有に係る物品の修繕については指定管理者の負担により修繕を行う。

(3) 修繕費の負担区分に疑義が生じた場合は速やかに市と協議すること。

(4) その他の負担区分については、別紙２「リスク分担表」参照のこと。

13 その他経理等に関する事項

(1) 指定管理者が指定期間中に施設の管理運営経費により購入した物品については、江別市の所有に属するものとする。なお、備え付けの物品は別途提示する。

(2) 指定管理者は、市の所有に帰属する物品については、江別市物品会計規則及び関係例規の管理の原則及び分類に基づいて行うものとする。また、指定管理者は同規則に定められた備品台帳を備えてその保管に係る物品を整理し、購入及び廃棄等の異動について定期的に市に報告しなければならない。

(3) 指定管理者は経理規程を策定し、経理事務を行うこと。

(4) 管理口座

指定管理料は、団体が他の事業等で利用する口座とは別の口座で管理すること。

(5) 立入検査について

市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

14 協議等

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と協議し決定するものとする。

■指定管理者の実績（令和５年度）

（単位：千円／年）

科 目（内 訳）		金 額
人件費		8,293
事務費・管理費		15,816
	法定福利費	1,298
	租税公課	1,162
	光熱水費等	4,979
	委託料・賃貸料	4,444
	消耗品費・修繕費	1,252
	旅費・通信費	413
	雑費・支払手数料等	2,268
その他		340
計		24,449

※その他には福利厚生費と保険料を含む。

<参考>

指定管理料	23,452 千円／年
使用料金(利用料金)	2,311 千円／年
利用者数	36,295 人／年

リスク分担表

種 類	内 容	負担者	
		市	指定管理者
第三者賠償	指定管理者の故意又は過失により第三者へ与えた損害		○
	上記以外の理由により第三者へ与えた損害	○	
不可抗力	不可抗力による施設、設備の損害	○	
	不可抗力による事業の中断	協議	
施設損傷	市が整備した施設・設備の潜在的瑕疵によるもの	○	
	指定管理者の管理瑕疵による施設・設備の損傷		○
施設修繕費	経常修繕、修理、補修など3万円未満の小額修繕		○
税制度の変更	消費税率の変更に伴う指定管理料の増加	○	
	上記以外の法令等改正によるもの		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中の業務内容変更		○
業務の中止・延期	管理者の事業放棄、破綻によるもの		○
	市の方針変更、手続遅延などによるもの	○	
経済的リスク	応募に係る経費の負担		○
	物価変動・金利変動による経費の増加		○
	需要変動による収入の減少		○
事業終了時の原状復帰	指定管理期間終了時又は期間途中での業務廃止又は指定管理者の取消を受けた場合の施設の原状復帰		○
引継	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

※リスク分担表に定める事項に疑義がある場合、又は定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上リスク分担を決定するものとする。